



第7章

自然環境

Iizuka City General Plan 2017-2026 第III編 基本計画

7-1. 自然環境の保全

7-2. 快適な生活環境づくり

7-3. 環境にやさしいまちづくり

自然環境の保全

＊ 現状と課題

本市は、地域の約50%を占める山林と、そこから流れる遠賀川の本流、その支流河川によって、豊かな自然が育まれています。

しかしながら、市街地の拡大や場の整備など、土地利用や生活様式の変化に加え、近年では、農林業従事者の減少と高齢化が進み、身近な存在で多様な生き物が生息する場でもあった里地里山・里川が喪失し、森林が荒廃しつつあります。

森林は、生物多様性の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。

このため、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要です。

また、これから河川整備は、環境問題への関心の高さを背景に環境に配慮した川づくりが求められており、多様な生き物が生息できる良好な水辺空間づくりを進め、市民が河川で自然体験や学習ができる場を提供することが必要です。

＊ 施策の方針

自然環境の保全に努めるとともに、市民の環境保全意識の高揚、生態系の保護のための活動を推進します。

＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（平成38）年
自然観察会・体験会への参加者数	100人	» 300人
森づくり関係団体数	7団体	» 13団体

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

7-1 自然環境の保全

施策を実現するための基本事業

1 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、適正な森林整備や森林への関心を高める機会の創出に向けた活動への支援を推進します。

2 水辺環境の保全

関係機関と連携し、親水空間の創出を図るとともに、多様な生き物の生息が可能な水辺環境づくりに努めます。

また、水辺環境の保全に向けたイベント等の機会の提供、サポート人材の育成、活動プログラムの整備、情報の提供に努めます。

3 自然環境保全活動の推進

安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。また、自然環境に対する意識の啓発に努めるとともに、市民、各種団体、N P O、事業者等と協働し、自然環境の保全に関する情報共有や協力体制づくりに努めます。

4 生物多様性の保全

豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全・再生を図り、生態系の多様性の保持に努めます。また、在来種を保全するとともに、外来生物の対策を推進します。



自然観察会

快適な生活環境づくり

＊ 現状と課題

本市の大気の状況は、大気汚染の主な発生源となる大規模工場が少ないことから概ね良好です。

しかし、近年、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント等の市域外を発生源とする大気汚染が発生しており、定期的な測定とともに迅速な情報提供が必要となっています。

遠賀川本流、支流河川の水質汚濁の原因は、主に家庭排水によるもので生活雑排水などの浄化の促進とともに、そのための啓発活動と定期的水質監視が必要です。

また、河川の汚濁防止、水質改善のため、公共下水道事業計画区域外及びその他の污水処理施設の処理区域外での浄化槽設置を促進し、污水処理構造を踏まえた計画的な整備が必要です。

また、廃棄物などの屋外焼却や河川などへの不法投棄、水路への油の流出などといった生活型公害に関する事案も増加しています。

このため、水のきれいな、ごみのない快適な生活環境の保全を図るため、不法投棄などへの公害対策の強化、まちの環境美化、空き地や市有墓地の適正管理、動物愛護や適正飼育等の啓発、指導に努め、衛生的な生活環境づくりに取り組む必要があります。

＊ 施策の方針

河川の水質向上、市民協働による環境美化活動等を通して、清潔で快適な生活環境づくりに努めます。

＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
ボランティア清掃参加者数	6,000人	» 7,000人
合併浄化槽普及率	31.2%	» 34.8%
水質検査地点における環境基準達成率 (BOD(※1)検査)	85.5%	» 100.0%

(※1) B O D : Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素の量。有機物が多いほど消費される酸素量が多くなるため、この値が大きいほど水質汚濁が進んでいることを表す。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

7-2 快適な生活環境づくり

施策を実現するための基本事業

1 合併浄化槽設置事業の推進

生活雑排水対策として、公共下水道事業計画区域外及びその他の汚水処理施設の処理区域外での合併浄化槽設置を推進します。

2 河川の水質保全

遠賀川本流、支流河川での定期的なBODの測定により、水質の監視を行うとともに、水質改善に向けた啓発活動を実施します。

3 環境美化活動の推進

市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が連携・協働し、各地域での清掃、美化活動を推進していきます。

また、不法投棄防止、ごみの持ち帰り、ペットの糞の持ち帰りなど、環境マナーの啓発と監視、指導等の強化に努めます。

4 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物対策については、許認可・指導権限を有する県に管理強化を要請するとともに、地域住民の不安解消のため、事業者による適正処理の実施を促進します。



ILOVE 遠賀川

環境にやさしいまちづくり

＊ 現状と課題

地球環境にやさしい社会をつくるためには、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政のそれぞれが地球環境問題を正しく理解、認識するとともに、協力、連携して資源やエネルギーを有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことが重要です。

また、ごみの排出量については、市民の理解と協力により減少傾向にありますが、資源循環型社会の構築に向けて、さらなるごみの分別やリサイクルの徹底を図る必要があることから、資源ごみの回収や3R(Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生使用)の啓発と効果的な施策の推進が必要です。

収集されたごみは、ごみ焼却等施設・リサイクル施設において処理していますが、これらの施設については、定期的な整備や改修を行い施設の長寿命化を図っています。

今後の環境施設(ごみ処理、し尿処理、火葬場)のあり方については、中・長期的、広域的な視点から、環境施設の集約・再編整備について周辺自治体と検討・協議を行うことが必要です。

様々な環境施策を推進するには、専門的知識を持つ人材・団体・事業者等との協働が不可欠であることから、環境保全活動団体などの育成支援に努め、環境保全活動を推進するとともに啓発を図っていくことがますます重要となっています。

＊ 施策の方針

環境教育の徹底、リサイクル意識の高揚の促進やごみ減量化等を図ることにより、循環型社会の形成に努めます。

＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
リサイクル率(※1)	24.2%	» 28.6%
1人あたりの一般廃棄物(※2)の排出量	977g/人・日	» 889g/人・日
温室効果ガスの排出量(※3)	1348.82千t-CO2/年	» 998.13千t-CO2/年

(※1)リサイクル率:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物のリサイクル率。

(※2)一般廃棄物:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物。

(※3)温室効果ガスの排出量:二酸化炭素やメタン等、地球温暖化の原因となるガスの市全体の排出量。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

7-3 環境にやさしいまちづくり

施策を実現するための基本事業

1 環境教育の充実

環境教育・環境学習推進体制づくりに努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者、学校などあらゆる活動主体に対して、環境教育・環境学習の支援に必要な情報の提供を行い、環境に対する意識の高揚を図ります。

2 3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進

ごみの発生抑制や再使用の取組を推進するとともに、ごみの資源化を円滑に推進するための分別・排出ルールを周知徹底するとともに、集団資源回収の実施団体を支援します。

3 省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、自然と地球環境にやさしい生活を実現するため、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

また、地域の特性や地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進、エネルギーの地産地消に努め、地域内経済循環の手法等の検討を行い、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

4 ごみ処理施設の適正管理と整備

ごみ処理施設の定期的点検・補修を行い、施設の適正管理に努めるとともに、最終処分場については、クリーンセンター内最終処分場の埋立と並行して、施設の新設又は集塵灰の外部処理委託の選定を検討します。また、今後の環境施設（ごみ処理、し尿処理、火葬場）のあり方については、中・長期的及び広域的な視点から環境施設の集約・再編整備について、周辺自治体と検討・協議を進めます。

